

式第七（第4条第7項関係）

変更後の認定特定研究成果活用支援事業計画の内容の公表

1. 変更認定をした年月日

令和2年3月3日

2. 変更後の認定特定研究成果活用支援事業者の名称

東京大学協創プラットフォーム開発株式会社

3. 変更後の認定特定研究成果活用支援事業計画に係る特定研究成果活用支援事業の内容

(1) 定款の一部変更

変更前

（目的）

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

略

⑨ 前各号に付帯関連する一切の業務

変更後

（目的）

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

略

⑨ 有料職業紹介事業

⑩ 前各号に付帯関連する一切の業務

(2) 特定研究成果活用支援事業の内容の一部変更

（変更前）

5. 特定研究成果活用支援事業の内容及び実施時期

（1）特定研究成果活用支援事業による支援の対象とする特定研究成果活用事業の内容、業種、事業の成長段階

○特定研究成果活用支援事業の内容

（略）

・認定特定研究成果活用支援事業者である東京大学協創プラットフォーム開発(株)が無限責任組合員を務める、認定特定研究成果活用支援事業者である投資事業有限責任組合を通じて、国立大学法人の有する学術成果が関連する企業への投資・支援業務。（直接投資）

(変更後)

5. 特定研究成果活用支援事業の内容及び実施時期

(1) 特定研究成果活用支援事業による支援の対象とする特定研究成果活用事業の内容、業種、事業の成長段階

○特定研究成果活用支援事業の内容

(略)

・認定特定研究成果活用支援事業者である東京大学協創プラットフォーム開発(株)が無限責任組合員を務める、認定特定研究成果活用支援事業者である投資事業有限責任組合を通じて(*)、国立大学法人の有する学術成果が関連する企業への投資・支援業務。(直接投資)

(*)当該組合の認定取得後から当該組合組成までの期間に企業への出資が不可欠となる場合には、合理的な要件を満たした場合に限り、当該組合の無限責任組合員から一時的な出資を行い、当該組合組成後に当該組合からの出資へと切り替えられるものとする。(在庫株取引の容認)

4. 変更後の特定研究成果活用支援事業の開始時期

法人設立の日の翌日から(ただし、資金供給等については、協創プラットフォーム開発1号投資事業有限責任組合組成の日の翌日から)。

※名称、代表者、役職員、所在地、出資者、組織図については変更なし